

議案第 7 3 号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 1 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

杉並区立自転車駐車場条例（平成 5 年杉並区条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

杉並区立西永福北自転車駐車場	杉並区永福三丁目 5 5 番 7 号
杉並区立西永福南第一自転車駐車場	杉並区永福三丁目 3 8 番 1 0 号
杉並区立西永福南第二自転車駐車場	杉並区浜田山一丁目 3 3 番 3 号

別表第 2 の 2 の部中「及び杉並区立荻窪北第三自転車駐車場」を「、杉並区立荻窪北第三自転車駐車場及び杉並区立西永福南第二自転車駐車場」に改める。

附 則

- この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第 1 の改正規定中杉並区立西永福北自転車駐車場に係る部分は同年 2 月 1 日から施行する。
- この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第 1 に規定する杉並区立西永福南第一自転車駐車場及び杉並区立西永福南第二自転車駐車場の定期使用の承認に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例（昭和 5 9 年杉並区条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 自転車置場等の利用（第 1 6 条—第 1 9 条）」を「第 3 章 削除」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第16条から第19条まで 削除

(提案理由)

自転車駐車場3箇所の設置に伴い、その名称及び位置を定める等の必要がある。

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

附則第3項による改正（杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
目次	目次
第1章及び第2章 略	第1章及び第2章 略
第3章 削除	第3章 <u>自転車置場等の利用（第16条—第19条）</u>
第4章～第8章 略	第4章～第8章 略
附則	附則
第3章 削除	第3章 <u>自転車置場等の利用</u>
第16条から第19条まで 削除	<u>（利用登録）</u> 第16条 <u>区が設置する自転車駐車施設のうち、規則で定める自転車置場及び区長が指定する暫定的な駐車指定箇所（以下「自転車置場等」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより利用登録を受けなければならない。</u> 2 <u>前項の利用登録を受けることができる者及びその利用登録の有効期間は、規則で定める。</u> 3 <u>区長は、自転車置場等の効果的な利用調整を図るため、必要がある場合は、利用登録を制限することができる。</u> <u>（登録手数料）</u>

第17条 前条の利用登録を受けようとする者は、1台につき登録手数料4,000円を納付しなければならない。

2 区長は、特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより登録手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の登録手数料は、還付しない。ただし、区長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用登録の取消し)

第18条 区長は、第16条第1項の利用登録を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、その利用登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利用登録を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか区長の指示に従わないとき。

(利用の休止)

第19条 区長は、自転車置場等の整備その他必要があるときは、自転車置場等の利用を休止することができる。